

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県松前町長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町条例に基づき、地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)を行う。</p> <p>また、必要に応じて地方税の減免や控除の適用を実施する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ・個人住民税の障害者控除の適用 ・個人住民税の減免 ・個人住民税の課税 ・個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ・軽自動車税の障害者減免 ・軽自動車税の減免 ・固定資産税の減免 ・国民健康保険税の減免 ・国民健康保険税の賦課 ・国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) ・国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ・国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民税システム 2 軽自動車税システム 3 固定資産税システム 4 市町村事務処理標準システム 5 収納消込システム 6 滞納整理システム 7 ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 8 eLTAX 9 中間サーバ 10 申告受付システム 11 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税ファイル、扶養ファイル、軽自動車税ファイル、固定資産税ファイル、国保税ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第24の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、128、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収、地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる48の項及び第50条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松前町総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松前町総務部総務課 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松前町総務部税務課 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・個人情報に関する申請書等の管理区域内における適切な取扱いをしている。 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データは速やかに破棄・削除をしている。 ・システムを利用したデータ入力、保存はアクセス制限をかけている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 5.②所属長	課長 島田 恵介	課長 早瀬 晴美	事後	人事異動
平成29年12月28日	II 1.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	II 2.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	I 3.法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	条例制定、評価書の見直し
平成31年4月1日	I 5.②所属長	課長 早瀬 晴美	税務課長	事後	記載方法の変更に伴う見直し
平成31年4月1日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成31年4月1日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和2年9月25日	I 1.③システムの名称	4 国民健康保険税システム	4 市町村事務処理標準システム	事後	評価書の見直し
令和2年9月25日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和2年9月25日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 3.法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p> <p>3 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項)</p> <p>2 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>	事後	記載方法変更に伴う見直し
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報提供の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第5</p>	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)(別表第二における情報提供の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	事後	法令改正に伴う見直し(番号法第19条の号ズレ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松前町総務部総務課	松前町総務部税務課	事後	問合せ先の修正
令和3年9月1日	II 1..いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	II 2.いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和8年2月18日	I 3.法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正に伴う見直し
令和8年2月18日	I 4.法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報提供の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、128、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収、地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって第50条で定めるものが含まれる49の項及び第50条	事後	法令改正に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	Ⅱ 1.いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直し
令和8年2月18日	Ⅱ 2.いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直し
令和8年2月18日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和8年2月18日	Ⅳ-9監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	重要な変更にあたらない
令和8年2月18日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	目的を超えた紐付け、事務に関係ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加